

令和4年第5回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年5月10日（火）

午後2時00分から午後2時43分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1 番	欠	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	欠	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
欠	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

正垣 安博

農地利用最適化推進委員

河野 公明

百家 美代子

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第28号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第29号 農地の競売に係る買受適格証明願の適格認定について

日程第8 議案第30号 令和4年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名のうち 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。ロシア軍がウクライナに侵攻して悲惨な状態が続いているようでございます。私たち農業者にとっても肥料や農業資材などの高騰で、大変な事態になっているかと思いますが、皆さん頑張ってください。
それでは、審議に入ります。
これより令和 4 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

議 長 それでは議事に入ります前に議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。事務局。

事務局 議案書の訂正を 2 箇所お願いいたします。
1 点目は 6 ページになります。申請番号 5 番から 7 番の備考欄になりますが、2・3・4 合わせて〇〇万円と記載してありますのを、5・6・7 合わせて〇〇万円へ修正をお願いいたします。
2 点目は、配布しております総会資料になります。資料を開いていただいて 2 枚目の農地法第 4 条の申請番号 2 の住宅地図と写真に誤りがございましたので、修正したものを別に配布しております。差し替えをお願いいたします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、10 番 坂本委員、11 番 吉田委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 25 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。
以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいた
します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るよ
うに説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、	2 番	田口委員より
申請番号 2 番は、	不知火 2	村嶋委員より
申請番号 3 番は、	7 番	本崎委員より
申請番号 4 番は、	豊野 2	川端委員より
申請番号 5 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりでございます。申請
理由は贈与となっています。譲受人の〇〇さんは、みかんを栽培される専業農
家であります。後継者も立派に育ち、地域のリーダーとして頑張っておられま
す。申請地は数年前から栽培管理されており、ひととおり見ても農地の全てを
効率的に利用すると認められ、地域との調和要件も支障はないと認められるこ
とから許可は可能と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

村嶋推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は規
模拡大による売買です。場所は、〇〇中学校より〇〇方面へ〇〇m ぐらい行っ
たところの〇〇沿いにありまして、野菜を栽培するということですが、ここ
では水稲しかできないことを申し上げましたら客土して作るということでした。
農業機械等を所有されていますので大丈夫と思っています。よろしく願いし
ます。

本崎委員

申請番号 3 番について説明します。申請理由は経営規模拡大です。譲渡人と
譲受人は、親戚関係になります。これは以前に贈与されていたものが未登記だ
ったため今回の申請になったものです。双方ともこの事実間違いのないとい
うことで問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

川端推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人の土地
が譲受人の近くにあるため、今回、譲受人が経営規模拡大により取得されまし

た。ご審議お願いいたします。

本田委員 **申請番号 5 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農者の空き家に付随した農地の売買です。譲受人は現在、〇〇町〇〇のアパートに住んでおられますが、農地を取得した後、転居して耕作するということです。営農計画書が出されており許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 5 番までにつきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。合わせて推進委員の質問・ご意見をお尋ねします。

早川推進委員 はい。

議 長 はい。早川委員。

早川推進委員 申請番号 4 についてお尋ねします。備考欄に「せんだん」と記載されていますが、農地に木を植えても構わないのですか。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 備考欄には（苗木）と記載してありますが、苗木として販売する場合は、農地に木を植えても問題ないと県に確認しています。

議 長 早川委員、よろしいでしょうか。

早川推進委員 はい。

議 長 他に何か質問等はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 25 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 25 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第4、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第26号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和4年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。

調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長

申請番号1番は、 不知火1 中林委員より
申請番号2番は、 7番 本崎委員より
それぞれ説明を求めます。

中林推進委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇の集落内にありまして、申請人の自宅近くになります。外国人研修生を受け入れるにあたり、現在、宿舍と駐車場として利用されており、始末書が添付されています。排水同意もあり何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号2番について説明します。転用理由は、自宅横の土地を駐車場として利用する申請です。申請地の周りは住宅がほとんどで、農地が少ない場所になります。現地は〇〇の交差点から西の〇〇地区に入ったところになります。排水同意もあり問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある

第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から2番につきまして各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第26号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第26号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第27号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和4年5月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号1番は、 7番 本崎委員より

申請番号 2 番及び 3 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 4 番から 8 番は、	11 番	吉田委員より
申請番号 9 番は、	9 番	川村委員より
申請番号 10 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

本崎委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、建売住宅の建設です。場所は〇〇小学校より西へ約〇〇〇mのところ周りは開発が進んできています。周りに耕作している農地は少なく荒地が多い状況です。隣接同意や排水同意もあり問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

中塘推進委員 申請番号 2 番と 3 番が、関連性がありますので、一括して説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由が寄宿舍と就労継続支援施設となっています。場所は〇〇学校近くの〇〇線の〇〇になります。隣接はなく排水同意は取られており、長年遊休農地でありました。第 3 種の農地であり何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

吉田委員 まず、申請番号 4 番から 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は、字〇〇と記載がありますが〇〇道路の〇〇の下になります。続いて申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これは〇〇の進入道路であります。ご審議よろしくお願ひします。

川村委員 申請番号 9 番について説明します。転用理由は、個人住宅と資材置場です。譲受人は譲渡人の孫になり申請地は〇〇支所から〇側に〇〇〇m以内にあり、第 3 種農地となり転用は可能と思われます。面積は〇〇〇〇㎡となっていますが、住宅部分が〇〇〇㎡、〇〇〇㎡が資材置場です。隣接地はなく、排水同意はあり支障はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

小田推進委員 申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場と駐車場で、一時転用になります。農地に接しています用水路に蓋を取り付けて歩道にする工事で必要ということです。始末書添付です。よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転

用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 4 番から 8 番と 10 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番及び 3 番は、都市計画法に規定する用途地域に定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。申請番号 9 番につきましては、〇〇支所から 300m 以内にある農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 10 番につきまして各委員よりそれぞれ説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 27 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 27 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 28 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 28 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和 4 年 5 月 10 日 提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画利用権設定について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農地利利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

続けて申請番号についてのご説明をいたします。

議案の8ページから12ページまでの申請番号1番から8番につきましては、個人間での賃貸借権設定になります。

次に13ページの101番につきましては、個人間での使用貸借権設定になります。14ページから17ページの301番から306番につきましては、農業公社を通した賃貸借権設定となります。

最後に議案の18ページから19ページまでの申請番号401番から403番は、農業公社を通した所有権移転になります。以上で説明を終わります。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の18ページから19ページまでの所有権移転の申請番号401番から403番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

今月は、農業公社からの売り渡しが3件となります。3件は全て田であり、面積合計は 8,266 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第28号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第28号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第7、議案第29号「農地の競売に係る買受適格証明願の適格認定について」を上程し、議題といたします。

議案第29号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を

求めます。事務局。

事務局

議案第 29 号、農地の競売に係る買受適格証明願の適格認定について
買受適格証明願が提出されましたので、適格者としての証明書の交付について農業委員会の意見を求める。

令和 4 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由 買受適格証明書の交付にあたり、買受適格者としての農業委員会の承認が必要である。

続いて、買受適格証明につきましてご説明いたします。裁判所等で競売にかかった農地を入札しようとする場合に、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要になります。これを買受適格証明といい、申請者の要件が農地法上、適格であることを審査し証明書を交付します。証明書の交付を受けた申請者はその後、競売に参加することになり落札後改めて農地法第 3 条の許可申請書を提出し、買受適格証明願の審査と同一内容であると認めた場合は、許可書を交付することになります。本日は買受適格証明願の承認と落札した場合の農地法第 3 条の許可申請を併せて審議することとなります。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、3 条の規定と同等でありますので案件につきまして説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、**9 番** **川村委員**より
説明を求めます。

川村委員

申請番号 1 番について説明します。申請者は近年農地を購入されまして、水稻栽培に励んでおられます。経営面積は〇町ほどで何ら問題はないと思われます。ご審議よろしく願います。

議 長

ただ今、委員より説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 29 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 29 号は、承認されることに決定されました。

議 長 続きまして、ただ今の買受適格証明書の交付の承認を受けたもので、落札者となった者からの農地法第 3 条の申請について、今回の審議をもって許可書を交付することを承認されます方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手です。よって落札者からの農地法第 3 条の申請について、今回の審議及び承認をもって許可書を交付することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 30 号「令和 4 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題といたします。

議案第 30 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 30 号、令和 4 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金についてこのことにつき、別紙項目の協定賃金を決定したく提案する。

令和 4 年 5 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

それでは、裏面の 24 ページをお願いいたします。表の中に参考といたしまして平成 31 年度、令和 2 年度、令和 3 年度の宇城市の金額と宇城郡市並びに熊本県の平均額、また、枠外に 1 時間あたりの最低賃金額を載せております。8 時間では 6,568 円になるため農作業一般を 6,600 円と考えております。令和 4 年度の農作業一般からコンバインでの稲刈りまでの案につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 30 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 30 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第5回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後2時43分) 職務代理者の号令による、起立、礼。

以上の顛末に相違ないことを証明するために署名する。

議 長 (会 長)

印

署名委員 (番)

印

署名委員 (番)

印